

川崎市職員採用選考案内

(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)

川崎市病院局総務部庶務課

選考日：① 令和3年 6月27日(日) ② 令和3年 8月22日(日)

選考会場：川崎市立看護短期大学(川崎市幸区小倉4丁目30番1号)

この採用選考の合格者の採用日は、次のいずれかの日から選択(複数選択可)できます。

- ・令和3年10月1日(既に免許を有する人のみが対象)
※採用手続きの関係で①令和3年6月27日の選考申込の方のみ選択できます。
- ・令和4年 1月1日(既に免許を有する人のみが対象)
- ・令和4年 4月1日(既に免許を有する人及び免許取得見込の人が対象)

1 選考区分、職務概要及び採用予定人員

選考区分	主な職務概要	採用予定人員
理学療法士	市立川崎病院・井田病院における理学療法等の業務	7名程度
作業療法士	市立川崎病院・井田病院における作業療法等の業務	4名程度
言語聴覚士	市立川崎病院・井田病院における言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助等の業務	若干名

※ 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更することがあります。

2 受験資格

選考区分	資格	年齢
理学療法士	理学療法士免許を有する人又は令和4年春までに行われる国家試験により免許取得見込の人	令和4年3月31日時点で51歳未満の人 (昭和46年4月2日以降に生まれた人)
作業療法士	作業療法士免許を有する人又は令和4年春までに行われる国家試験により免許取得見込の人	
言語聴覚士	言語聴覚士免許を有する人又は令和4年春までに行われる国家試験により免許取得見込の人	

※ 試験区分ごとの受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する次の人(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる人を含む。)は、受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 選考科目、日時及び会場

選考科目	時間等	日時及び会場
専門考査 (記述式100分)	10:00～11:40	①日時 全日程 9時30分集合 ②会場 川崎市立看護短期大学 ※ 受験者多数の場合、別会場で実施する場合があります。
個別面接 (20分程度)	12:45～17:00 (個別面接終了後各自解散)	

- 注1 受験に際しては、受験票、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、黒ボールペン、時計及び昼食を持参してください。
- 2 新型コロナウイルスの感染拡大状況等により、日時、会場等が変更になる場合があります。その場合、ホームページへ掲載の上、履歴書に記載された Email 等にご連絡いたしますので、必ず確認してください。
- 3 1回目の選考で合格者が採用予定人数に達した場合は、2回目の選考を中止する場合があります。

4 専門考査の内容及び出題分野

選考区分	内容	出題分野
理学療法士	理学療法士として必要な専門知識、見識を問う記述式の用語説明問題5問及び論述問題1問 (論述は800字以内)	解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学(リハビリテーション概論を含む)、臨床医学大要(人間発達学を含む)、理学療法等
作業療法士	作業療法士として必要な専門知識、見識を問う記述式の用語説明問題5問及び論述問題1問 (論述は800字以内)	解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学(リハビリテーション概論を含む)、臨床医学大要(人間発達学を含む)、作業療法等
言語聴覚士	言語聴覚士として必要な専門知識、見識を問う記述式の用語説明問題5問及び論述問題1問 (論述は800字以内)	基礎医学、臨床医学、臨床歯科医学、音声・言語・聴覚医学、心理学、音声・言語学、社会福祉・教育、言語聴覚障害学総論、失語・高次脳機能障害学、言語発達障害学、発声発語・嚥下障害学、聴覚障害学等

5 申込手続

(1) 日程

選考日	申込期日	その他注意事項
① 令和3年 6月27日(日)	令和3年 6月11日(金)まで	(郵送の場合) <u>申込期日の消印有効</u>
② 令和3年 8月22日(日)	令和3年 8月 6日(金)まで	(持参の場合) <u>申込期日の17時15分まで</u>

(2) 申込手続

申込方法	郵送	<p>○封筒の表に「病院局選考申込」と朱書きし、必ず簡易書留郵便で次の宛先に送付してください。</p> <p>※ 簡易書留郵便によらない場合の事故については、一切の責任を負いません。</p> <p>○宛先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局総務部庶務課</p>
	持参	<p>○受付時間 8時30分～12時00分、13時00分～17時15分 (土曜日、日曜日、祝日を除く)</p> <p>○提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 川崎市病院局総務部庶務課</p>
提出書類		<p>○履歴書 1通</p> <p>※ 履歴書は川崎市病院局ホームページからダウンロードし、採用選考日の3か月以内に撮影した顔写真(縦40mm×横30mm・カラー)を貼付の上、提出してください。 履歴書のダウンロードができない場合、市販の履歴書の上部余白に選考日、選考区分(『理学療法士』、『作業療法士』又は『言語聴覚士』)、採用希望日を朱書きして提出してください。 (採用希望日は令和3年10月1日(8月選考の対象者は除く)、令和4年1月1日又は令和4年4月1日から選択してください。)</p> <p>○資格免許証の写し 1通(免許を有する方)</p> <p>○資格免許取得に係る学歴の成績証明書 1通(免許取得見込の方)</p> <p>※ 採用選考申込時点のものを提出してください。</p>
受験票の交付		<p>受験票は、提出された履歴書により受験資格を審査した後、本人宛て郵送します。 各選考日直前の火曜日までに受験票が届かない場合は、翌日水曜日の17時15分までに川崎市病院局総務部庶務課へ連絡してください。</p>

6 合格発表

選考日から1か月を目途に発表します。詳細は選考日当日にお知らせします。

※ 選考結果については、合否にかかわらず受験者全員に郵送にて通知します。また、川崎市病院局ホームページでも合格者の受験番号を掲載します。

7 採用予定日

- (1) 採用予定日は、令和3年10月1日(8月選考の対象者は除く)、令和4年1月1日又は令和4年4月1日です。「令和3年度 川崎市職員採用選考 履歴書」の本人希望記入欄内の採用を希望する日から選択(複数選択可)してください。
- (2) 受験資格がないこと又は提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取消します。また、資格・免許の取得見込の人で国家試験に不合格だった場合は、採用されません。
- (3) 日本国籍を有しない人は、「外国籍職員の任用に関する運用規程」に基づいた任用が行われますが、就職を制限されている在留資格に人は採用されません。

注1 令和4年春までに行われる国家試験を受験して免許を取得する方の採用予定日は、令和4年4月1日です。

2 採用選考合格後に希望する採用予定日を変更したい場合はご相談に応じます。

3 希望の採用予定日に採用されないことがあります。

採用日	資格	対象となる選考月	
		6月	8月
令和3年10月1日	既に免許を有する人	○	
令和4年 1月1日	既に免許を有する人	○	○
令和4年 4月1日	既に免許を有する人又は免許取得見込の人	○	○

8 個人別成績情報の提供

対象者	内容	手続等
選考不合格者 (本人に限る。)	選考の総合順位 及び総合得点	受験の際に「個人別成績に関する情報提供申出書」を直接提出してください。 ※「個人別成績に関する情報提供申出書」は、選考当日に希望者に配布しますので、監督員まで申し出てください。

9 給与、休暇等[令和3年1月1日現在]

(1) 給与

区 分		毎月支給される給与※1
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	大学卒	209,524 円
	短大3卒	192,124 円

※1 毎月支給される給与…給料、地域手当、医務等従事手当

※2 免許の取得後に職歴等がある場合には、免許取得後の職歴等を経験年数と捉え、規程に定められた基準により給料等に加算されます。(一定の上限があります。)

※3 この他、住居手当、通勤手当、扶養手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当等が該当者に支給されます。

・昇給 原則年1回(4月1日)

・期末・勤勉手当(賞与) 令和2年度実績 平均年間4.45月分

(2) 休暇制度

- ・年次休暇20日、病気休暇、介護休暇、育児休業(3歳まで)など
- ・特別休暇(夏季休暇、公民権行使、結婚、出産、配偶者の出産、生理、育児時間、子の看護、忌引、骨髄提供、ボランティア休暇、父母・子又は配偶者の祭日など)

(3) 各種検診制度(人間ドック、乳がん・子宮頸がん検診、骨密度健診等への助成)あり

(4) 共済組合の各種給付・保険・年金制度及び保養施設割引制度あり

10 病院見学(平日のみ)

個別の病院見学を随時受け付けています。それぞれの病院の見学を希望される方は、直接病院に連絡してください。

・市立川崎病院リハビリテーション科 電話 044-233-5521(代)

・市立井田病院リハビリテーションセンター 電話 044-766-2188(代)

問い合わせ先

川崎市病院局総務部庶務課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階

電話 044-200-3846(直通) FAX 044-200-3838

メールアドレス 83syomu@city.kawasaki.jp

川崎市病院局ホームページ「川崎市病院局」で検索